協働推進部自治振興課

令和５年度深谷市榛沢新田地内にある特定空家等解体工事仕様書

１．　工事名称　Ｒ５特定空家等解体工事

２．　工事場所　深谷市榛沢新田地内

３．　契約工期　契約日から令和６年２月２９日まで

４．　対象建築物等
本工事の対象建築物等は、以下のとおりとする。

（１）所在　深谷市榛沢新田９８０番
（２）概要
（主である建物）
種　類　　居宅
構　造　　木造瓦葺２階建
延床面積　１０３．３０㎡
建築年　　昭和４３年

種　類　　居宅
構　造　　木造瓦葺１階建
延床面積　２９．７５㎡
建築年　　不明

（附属建物）
種　類　　物置
構　造　　軽量鉄骨造陸屋根
延床面積　２４．７９㎡
建築年　　昭和４９年

種　類　　便所
構　造　　木造瓦葺１階建
延床面積　４．１３㎡
建築年　　不明

種　類　　物置
構　造　　木造瓦葺１階建
延床面積　不明
建築年　　不明

種　類　　物置
構　造　　木造瓦葺１階建
延床面積　不明
建築年　　不明

種　類　　物置
構　造　　木造瓦葺１階建
延床面積　不明
建築年　　不明

（敷地）
地　番　榛沢新田９８０番
地　目　宅地
地　積　４２３．０５㎡

（敷地内にある樹木）
外観目視による状況
幹高　２ｍ未満　　概ね１０本
幹高　２ｍ以上　５ｍ未満　概ね１０本
幹高　５ｍ以上１０ｍ未満　概ね　４本

（３）残置物
対象建築物内調査未了のため、残置物は不明。

５．　工事項目　仮設工事、本体解体工事、電気設備解体工事（引き込み線等撤去手続きを含む）、機械設備解体工事、植栽の伐採伐根（草刈り含む）、外構工事（転圧）、運搬処分費

６．　その他特記事項

第１条　（目的）

本工事は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年１１月２７日、法律第１２７号）第２条第２項に基づき特定空家等と認められた建築物又はこれに附属する工作物の解体除去等について、建築物所有者等に代わり、同法第１４条第９項及び行政代執行法（昭和２３年５月１５日、法律第４３号）に基づき市が解体除却等の措置をするものであり、当該特定空家等の近隣住民等の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第２条　（関係法令等）

本工事は、関係法令及び本仕様書に定める他、下記に示す法令及び条例等に基づき実施するものとする。また、受託者は、本工事に伴う道路占用許可、環境（騒音、振動、ほこり等）対策に掛かる諸申請関係法令に照らし必要と思われる手続きを行い、本工事を遅滞なく完了させること。

（１）空家等対策の推進に関する特別措置法
（２）建築基準法
（３）建設業法
（４）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
（６）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
（７）労働安全衛生法
（８）石綿障害予防規則
（９）建設リサイクル法の工事通知の手引き公共工事用（令和５年５月）
　　埼玉県県土整備部建設管理課作成
（９）深谷市建設工事請負契約約款
（10）その他関係法令及び条例、規則、通達等

第３条　（提出書類）

本工事の提出書類は、以下のとおりとする。
（１）分別解体等の計画等
（２）工事工程表
（３）主任技術者届出書
（４）工事写真
（５）工事完了届
（６）その他必要な書類

第４条　（分別解体等の計画等）

本工事の実施にあたり、業務の目的・趣旨を十分に把握した上で、「建設リサイクル法の工事通知の手引き　公共工事専用」（埼玉県県土整備部建設管理課作成）に準じた分別解体等の計画等を工事着工予定日前に市に提出し、承認を受けてから作業を行うものとする。なお、本業務の床面積の合計に関わらず作成するものとする。

第５条　（主任技術者）

主任技術者は、本工事の適切な計画、実行を行うため、解体工事に精通し、かつ同種工事の経験を有するものとし、市の承認を得なければならない。

第６条（作業計画）

本工事の実施にあたり、工事の目的・趣旨を十分に把握した上で、作業実施計画書工事着工予定日前に提出し、市の承認を受けてから作業を行うものとする。

第７条　（打合せ協議）

本工事の適正を期すため、適宜打合せ協議を行い、受託者は打合せ協議終了後に打合せ協議簿を作成し、市に提出するものとする。

第８条　（代執行開始宣言）

本工事は、行政代執行法に基づく解体除去等の工事のため、対象建築物の所在地において代執行開始宣言を行うことを想定している。なお、開始宣言日については、受託者と打合せ工事開始も同日を想定している。

第９条　（報告の義務）

本工事実施期間中、受託者は、市に進捗状況を随時報告し、必要に応じて市に報告書を提出するものとする。

第 10 条　（損害賠償）

受託者は、本工事実施中に第三者より受け又は与えた損害については、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。また、受託者の過失により近隣に損害が生じた場合は、受託者の責任において現状復旧を行うこと。

第 11 条　（疑義）

本工事にあたり、本仕様書等に明示なき事項、または工事実施の過程において仕様の内容若しくは解釈に疑義が発生した場合には、受託者は速やかに市と協議を行い、承認を得たうえで作業を実施するものとする。

第 12 条　（秘密の保持）

受託者は、本工事遂行中に知り得た事項及び内容全般について、市の許可なく他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も継続するものとする。

第 13 条　（完了）

本工事は本仕様書、最新の標準仕様書、その他関連法規等に従い、誠実かつ完全に施工し、工期内に完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格したのち、引き渡しを行うこと。

第 14 条　（契約不適合責任）

本工事完了後、本契約の内容に適合しないものが発見された場合、速やかに市の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

第 15 条　（特記事項）

本工事は、行政代執行法に基づく解体除去等の工事にあたるため、設計図書等の配布から契約締結日前日までの間に、対象建築物等の所有者が自ら解体除却等の作業に当たった場合、市は発注がないものとして扱う。

また、対象契約締結日から作業開始日までの間に、対象物件の所有者等が自ら解体除却等の作業に当たった場合、市が必要あると認めるときは、深谷市建設工事請負契約約款第１７条に基づき、設計変更を行うものとする。

第 16 条　（動産の保管等）

受託者は、対象建築物等内部にある動産のうち、位牌、アルバム、書類等の個人にとって価値があると思われるもの及び貴重品については、これを保管場所へ運搬すること。その他のものについては、廃棄物として適切に処理するものとする。

（１）保管する動産等は、監督員の指示によるものとする。

（２）保管場所は、深谷市役所自治振興課（深谷市仲町１１番地１）とする。

（３）動産の保管等として処理する量は見込み数量（１㎥）にて発注するので、工事着工後に数量を調査し、監督員に報告書を提出すること。

（４）動産の保管等として処理に必要があると認めるときは、深谷市建設工事請負契約約款第１７条に基づき、設計変更を行うものとする。

第 17 条　（対象建築物等の除却等）

受託者は、対象建築物及びこれに附属する工作物を地盤面まで解体し、発生した廃棄物は適切に処理すること。なお、対象建築物の基礎については、除却の対象として扱うこととする。

なお、対象建築物等の除却作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。

第 18 条　（樹木の伐採等）

受託者は、対象建築物の敷地内にある樹木を伐採及び伐根し、適切に処理すること。なお、伐根後に発生した掘り穴は直ちに危険防止のため、現場発生土等にて埋め戻すこと。埋め戻し後の地盤高さ及び締固めの方法については、監督員の指示によるものとする。

第 19 条　（浄化槽・地下埋設物等）

本事業は行政代執行法に基づく措置のため、浄化槽・地下埋設物等の存在は把握していないため、留意して処理（撤去）すること。

第 20 条　（解体後の整地）

受託者は、解体終了後、現況の高さで整地を行うこと。

第 21 条　（工事写真）

受託者は、本工事の着手前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」に基づき、監督員の指示により撮影すること。

第 22 条　（建築物除却届）

受託者は、本工事の着手に先立ち、建築基準法第１５条第１項の規定による「建築物除却届」を作成し、適切な手続きを行うこと。

第 23 条　（建設リサイクル法）

受託者は、本工事にあたり、建設リサイクル法に関する届け出について、必要に応じて適切に行うこと。

第 24 条　（家電リサイクル法）

受託者は、本工事の着手に先立ち、対象建築物内に家電４品目があった場合、監督員と協議の上、適切に処理すること。

第 25 条　（下請け業者の選定）

各種下請け業者については、優先的に市内業者を選定すること。

第 26 条　（廃棄物の処理）

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」等の法令を遵守し、マニフェストシステム等により適切に処理すること。

また、廃棄物の適切処分が確認できるものを監督員に提示すること。

第 27 条　（建設リサイクル法に関する提出書類等）

受託者は、作業実施計画書において、廃棄物の運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

受注者は、工事完成後速やかにマニュフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

第 28 条　（環境・安全対策）

受託者は、本工事の着手前に付近の状況を調査し、環境保全並びに安全対策に配慮し、本工事を行うこと。工事関係者、第三者に関わらず工事を起因とする人身事故が起きた場合は、早急に、人命救助、緊急連絡、怪我の手当てなど必要な救護措置を行うとともに、２次災害防止対策を講じたうえ、監督員に必ず報告すること。また、工事現場周辺で発生したその他の人身事故に関しても同様の対応に努めること。

また、本工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。

第 29 条　（保険等）

受託者は、本工事の内容に応じた建設工事保険等（種類：賠償責任）に加入し、保険証書の写しを監督員に提出すること。

第 30 条　（交通整理員の配置）

受託者は、本工事の期間中、必要に応じ交通整理員を配し、通行車両、通行者の安全を確保すること。

第 31 条　（落下防止措置）

受託者は、本工事の施工にあたり、落下防止装置を講じ、通行車両、通行者の安全を確保すること。

第 32 条　（建設機械）

建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。

第 33 条　（場内管理）

解体等により発生した廃棄物は、敷地内で焼却又は埋め立ててはならない。また、粉じん飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆う等、環境対策に万全を期すること。

第 34 条　（近隣に対する周知等）

本工事の着手に先立ち、監督員と協議の上、近隣住民等に対して「工事のお知らせ」等を配布し、周知すること。

敷地内の喫煙については、受動喫煙の防止を配慮し任意で定めた場所でマナーをもって行うこと。また、作業従事者への周知を徹底すること。

作業に関係する苦情を受けた場合や、他の物件に損傷等を生じさせた場合は、受注者の責任において解決するとともに、速やかに監督員に報告すること。

第 35 条　（アスベスト含有建材）

対象建築物のアスベスト含有建材の事前調査はしていないため、工事着手に先立ち、アスベスト含有分析調査を実施し、分析結果を監督員に提出すること。

なお、調査の結果、適切な処理が必要であると認めるときは、深谷市建設工事請負契約約款第１７条に基づき、設計変更を行うものとする。また、事前調査結果を遅滞なく関係機関に報告すること。

第 36 条　（工事用水・電力・ガス）

対象建築物には水及び電力の供給がされていない状況にあることから、必要がある場合、受託者の負担により用意すること。なお、プロパンガス等の設備があるかは不明である。

本工事に関する諸手続等は受注者が責任を持って行うこと。また、引き渡しまでの、工事用水等、光熱費は受注者の負担とする。

第 37 条　（汲み取り、汚水等）

対象建築物所有者は平成２１年２月以降対象建築物等を使用していないとことから、汲み取り、汚水等の処理は、それ以降実施していないと想定される。その為、作業に先立ち、調査の上、適切な処理（撤去）を行うこと。

位置図（榛沢新田９８０）